

「匝瑳市物価高騰家計応援クーポン券」 取扱店募集要項

1 発行の目的

物価上昇の影響を受けた市民生活の支援と、原油価格・物価高騰の影響を受けた地域経済の支援を目的として、市内の店舗でのみ使用できる「物価高騰家計応援クーポン券」を発行する。

2 事業実施主体

匝瑳市

3 クーポン券の発行について

(1) 名 称 匝瑳市 物価高騰家計応援クーポン券

(2) 発 行 者 匝瑳市

(3) 発行予定額及び発行枚数(概算)

・発行予定額 324,000,000円

・発行枚数(概算) 32,400セット(人口) 324,000,000枚(1,000円券)

→ 1人10,000円分(1,000円券×※10枚)のクーポン券を匝瑳市より配付

【※内訳】①地元店専用券6枚・②全店利用券4枚

(4) 使用期間 令和8年9月1日(火)～令和9年1月31日(日)

4 クーポン券の利用対象外

(1) 国や地方公共団体への支払い

(2) 電気、ガス、水道等の公共料金の支払い

(3) 商品券・ビール券・図書券・切手・郵便はがき・印紙・プリペイドカードなど換金性の高いものの購入

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 株式、保険、宝くじ等金融商品や不動産の購入

(6) 仕入れ等の事業資金

(7) 発行者がクーポンの使用に相応しくないと判断したもの

5 取扱店の参加資格

匝瑳市内で営業している小売店、飲食業、各種サービス業等全ての事業者。

ただし、下記に該当する事業者を除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び飲食の提供を主目的にしない店舗等の営業を行っている事業者

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 上記「4 クーポン券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者

(4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の区分及びクーポン券の種類

使用可能なクーポン券は、取扱店の区分ごとに下記のとおりとする。

(1) 地元店専用券：①市内店舗のみ使用可能

(2) 全店利用券：①市内店舗及び市内に店舗がある②チェーン店で使用可能

【取扱店区分】

①市内店舗：市内に本店を有する法人及び市内に住所を有する個人事業主が営む店舗

②チェーン店：本店所在地が匝瑳市以外となる法人、住所地が匝瑳市以外となる個人事業主が営む店舗、チェーン店等

券の種類 \ 店舗区分	市内の加盟しているお店で利用できます	
	市内店舗	チェーン店
①地元店専用券	使用できる	使用できない
②全店利用券	使用できる	使用できる

7 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者が利用期間中にクーポン券を持参した場合は、クーポン額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に以下の処理を行うこと。

- ①券種、未使用であることの確認
- ②クーポン券の受領に際し釣銭は支払わない
- (2) 再流通防止のため、利用者から受け取ったクーポン券は、裏面の指定欄に取扱店が判断できる印を押印すること。
- (3) 裏面に既に押印のあるクーポン券は、受け取りを拒否すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに匝瑳市商工観光課に報告すること。取引終了後、偽造券であると発見した場合は直ちに匝瑳市商工観光課に通報し、当該偽造券を引き渡すこと。なお、偽造券は換金することができません。
- (5) クーポン券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止。
- (6) 受け取ったクーポン券の盗難、紛失は取扱店の責任となります。
- (7) 換金するクーポン券の枚数の確定は、匝瑳市が委託する事業者が点検した枚数を優先します。
- (8) 千葉県暴力団排除条例、匝瑳市暴力団排除条例を遵守すること。

8 厳守事項

- (1) 不足分は現金等で決済してください。
- (2) 使用期限を過ぎたクーポン券は使用できませんので受け取らないでください。

9 換金について

(1)換金方法

使用済みクーポン券を本会が委託する業者から配布される商品券回収キット（レターパックと換金依頼書）を使って指定された送付先へ郵送していただきます。委託業者がクーポン券の枚数を確認した後、申請時に登録いただいた口座へお振込みいたします。

お振込みは、到着後2～4週間程度となります。詳しいスケジュールにつきましては、取扱店登録後に送付されるマニュアルをご確認ください。なお、振込手数料及び換金手数料は徴収しません。

(2)換金受付期間

令和8年9月1日（火）～令和9年2月26日（金）

換金受付期間を過ぎたクーポンは無効となります。

(3)最終振込日

令和9年3月12日（金）

10 取扱店申請スケジュール

- (1)一次受付：令和8年8月6日（木）17:00 まで
・取扱店の一覧表を作成し、クーポン券と併せて市内全世帯に配付します。
- (2)二次受付：令和8年8月28日（金）17:00 まで
・一次受付の取扱店と併せて一覧表を再度作成し、新聞折込み等で公表します。
- (3)随時受付：令和8年8月28日（金）17:00 を過ぎた時間以降随時
※取扱店(一次・二次・随時)は全てインターネット（商工会ホームページ等）で公表します。

11 登録手続き

取扱店募集要項に同意したうえで以下のいずれかにより申請してください。

- (1) インターネットからの申込（スマートフォンからも可）



https://camail.knt.co.jp/form/pub/knt_kbc/sosa_tenpo

- (2) 商工会窓口で登録（紙申込書による登録）

換金受取口座の情報がわかるもの（通帳 等）・社判等を持参のうえ窓口でお申し込みください。

12 その他 本要項に関するお問い合わせ、申請手続きのサポート等は下記にご連絡ください。

問合せ 匝瑳市物価高騰家計応援クーポン券コールセンター

電話 043-227-9470 営業時間 09:00～17:00（土日祝日を除く）